

第50表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数—特別受益分考慮の有無別—全家庭裁判所

	総 数	有	無	不 詳
件 数	7 596	643	5 780	1 173

(注) 共同相続人中に民法903条所定の特別受益者がいて、遺産の分割に当たりその特別受益分が考慮された事件を「有」に計上している。

第52表 遺産分割事件のうち認容・を除く) —遺産の内容別

遺産の価額	総 数	土 地	建 物	現 金 等	動 産 そ の 他	土 地 ・ 建 物	土 地 ・ 現 金 等
総 数	7 520 (5 290)	519 (306)	135 (74)	1 131 (722)	62 (39)	1 171 (701)	431 (327)
1 0 0 0 万円以下	2 413 (1 506)	307 (175)	109 (60)	581 (339)	28 (17)	528 (308)	130 (91)
5 0 0 0 万円以下	3 266 (2 394)	161 (102)	15 (7)	433 (311)	19 (14)	472 (293)	208 (161)
1 億 円 以下	897 (702)	16 (10)	2 (2)	70 (44)	4 (3)	79 (46)	40 (33)
5 億 円 以下	505 (396)	5 (5)	-	19 (10)	1	22 (15)	22 (19)
5 億円を超える	24 (20)	1 -	-	-	-	-	-
算定不能・不詳	415 (272)	29 (14)	9 (5)	28 (18)	10 (5)	70 (39)	31 (23)

(注) ()内は、代償金を支払う旨の定めがされた件数で、内数である。「現金等」とは、現金、預金及び有価証券等をいい、遺産を換価した場合も含む。